

第43回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和6年5月27日

○太田議長 ただいまから第43回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日、野坂構成員と前田構成員におかれましては、ウェブ会議システムを通じての御出席となっております。また、島村構成員におかれましては、欠席と伺っております。

まず、議題に入ります前に、本日の会議の議事及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。お手元の議事次第を御覧ください。本日の会議の議題は、「犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれた取組の推進状況について」でございます。

資料を説明させていただきます。資料1は、推進会議決定に盛り込まれた5項目の取組につきまして、各省庁における令和6年4月までの実施結果、今後の予定等をまとめた資料となっております。

資料2は、5項目の取組の推進状況の概要をまとめた資料になります。

資料3は、5項目の取組の推進状況に係る各省庁の説明資料でございます。項目ごとに資料3-1から3-5までの枝番を振っております。なお、3-5につきましては、5項目目前段の各種通知の発出に関する資料を①、後段のカウンセリングの保険適用に関する資料を②とさせていただきます。

また、参考資料1といたしまして、昨年6月の推進会議決定を配付させていただいたほか、参考資料2といたしまして、5項目目の取組として関係省庁に発出していただいた通知を、警察庁でまとめて地方公共団体に連絡した際の通知集がございますので、その通知集を配付させていただきます。

さらに、追加資料として、犯罪被害者等施策推進課の図を配付しておりますが、こちらは質疑応答の際に警察庁から説明させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思います。昨年6月、犯罪被害者等施策推進会議におきまして、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、今後進めていくべき5項目の取組が掲げられました。これら5項目の取組につきましては、本年2月の本会議でも進捗状況を報告していただきましたけれども、複数の取組におきましては、1年以内に検討して結論を出すと言われておりまして、昨年の推進会議から間もなく1年が経過しようとしております。6月上旬には推進会議を開催いたしまして取組の進捗状況を報告する方向で、現在、調整中だと伺っておりますので、本日の会議では、改めて、5項目の取組のこれまでの進捗と今後の予定について、関係省庁から報告をお願いしたいと思います。

進行としましては、最初に関係省庁から御報告をいただいて、その上で、有識者構成員

の皆様から質問をお受けするとともに、御意見を頂戴したいと思います。関係省庁からの報告に関しましては、有識者構成員から事前にいただいた質問や意見のうち、説明への盛り込みをお願いしている事項がございます。その点も含めて報告をお願いします。

それでは、まず項目1につきまして、警察庁から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） それでは、御報告を申し上げます。

資料3-1を御覧いただければと思います。推進会議決定の1項目目、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」につきましては、昨年8月から有識者検討会を開催してきたところでございまして、10回の議論を経まして、今年4月に議論が取りまとめられたところでございます。

その内容につきましては、犯罪被害給付制度の見直しについて、具体的な提言をいただいております、その概要を記載したのが、中段のピンク色の枠囲みの中になります。早期に解消すべき課題として2点の指摘がございます。

1点目が、「①」として記載しております、幼い子ども等の収入がない方が犯罪被害で亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではないこととございます。現行制度では、遺族給付金の支給最低額は320万円となっておりまして、他の公的給付制度と比べても低い水準となっているところでございます。

次に「②」ですが、現行制度は犯罪被害者本人の収入を基礎として給付基礎額を算定しておりますが、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえまして、給付額の算定を見直すべきという内容でございました。実際に、警察庁が犯罪被害者支援に当たっている複数の警察部内のカウンセラーに対しまして、遺族が置かれた状況についての聞き取り調査を実施しましたところ、家族が犯罪被害により死亡したことによる精神的ショックから、3年以上の長期にわたり遺族自身が就労できなくなった事例など、犯罪被害により遺族が就労不能に陥っているという実態が明らかになっており、就労不能となっている期間は、約半数の事例で1年半以上の長期にわたっているところでございます。

こうした課題に対しまして、資料中段の右側の3点について早期に見直すべきとの提言をいただきました。

これを受けまして、警察庁におきましては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正案をまとめまして、4月25日に公表し、翌26日から5月25日までパブリックコメントを実施したところでございます。

見直しの具体的な内容につきましては、次のページに記載しております。見直しのポイントは2つあり、1つ目が、各給付金の支給最低額の一律の引上げ、2つ目が、遺族自身に生じる影響を踏まえた、配偶者、子又は父母が受給する場合の遺族給付基礎額への加算となります。1つ目が、提言における「Ⅰ」と「Ⅲ」、2つ目が提言における「Ⅱ」にそれぞれ対応してございます。

次のページにモデルケースを示させていただいております。これらの見直しによりまし

て、制度上最低額となっていた幼い子どもが亡くなった場合等に、1,000万円を超える支給が可能となること、また、モデルケース1のような事例のみならず、遺族給付金全体の支給額が上昇することとなりまして、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げが実現されるところと考えているところでございます。

警察庁といたしましては、パブリックコメントの結果も踏まえまして、6月中旬に改正案を施行すべく、引き続き作業を進めているところでございます。

2枚戻っていただきまして、有識者検討会の取りまとめでございますが、今、説明申し上げました、早期に行うべき犯罪被害給付制度の見直し以外にも様々な議論をいただきまして、これが下の緑色の枠囲みの部分で、「残された課題」として議論を整理いただいたところでございます。

これらの課題につきましては、加害者に一義的な責任がある中での国の責務・役割をどう考えるのか、財源をはじめ、公的な給付制度・社会保障制度等の中で、給付水準や国民負担との関係をどう考えるかなど、国家財政や社会保障等の様々な制度にも関わるものであり、検討会では一致した結論を得るには至らなかったものでございます。

しかしながら、そもそも損害回復・経済的支援等への取組につきましては、第4次犯罪被害者等基本計画におきましても重点項目の一つに掲げられておりまして、「もとより、犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けて必要な検討等を行うとともに、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進も含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行わなければならない」とされているところでもございます。

犯罪被害者等が様々な困難な状況に置かれ、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状があることも踏まえまして、取りまとめにおきましては、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組の在り方については、様々な観点から検討する必要がある、基本計画策定・推進専門委員等会議での議論を中心として、関係する府省庁が連携し、政府全体として引き続き検討すべきである、とされたところでございますので、引き続き、皆様の御協力を賜りたいと思います。

このほか、昨年6月の推進会議決定では、仮給付制度の運用改善についても取り組むこととされておりました。これに関しましては、昨年7月24日付けで都道府県警察に対しまして通達を発出するとともに、本部長等に対する指示や、全国警察に対する直接指導等を継続して実施しているところでございまして、その結果、暫定値ではございますが、令和5年度における仮給付決定件数は、前年度の29件から44件に増加しているところでございます。引き続き、都道府県警察を指導して、仮給付制度の積極的活用を図ってまいりたい

と考えてございます。

1 項目目は、以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、項目 2 につきまして、法務省から説明をお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。法務省からは、犯罪被害者等施策推進会議決定のうち、項目 2 の「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」に関する進捗状況等について御説明を申し上げます。

資料 3－2 を御覧ください。1 枚目でございます。上の方になりますが、推進会議決定では、本制度につきまして、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けることができるよう、制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施することとされました。

法務省では、この決定に基づきまして、本制度の導入に向けた具体的検討を行い、下の方に記載していますが、本年 3 月 5 日、本制度を創設することを内容とする「総合法律支援法の一部を改正する法律案」を国会に提出いたしました。本法律は本年 4 月 18 日に成立し、同月 24 日に公布されたところでございます。

ここで、本法律によって創設された本制度の概要について説明いたします。本制度は、犯罪被害者やその御家族が、精神的・身体的被害等により、被害直後から必要となる様々な対応を自ら行えず、経済的困窮から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な援助を行うものでございます。

まず、本制度の対象となる被害者等につきましては、故意の犯罪行為により人を死亡させた罪や、刑法における一定の性犯罪等の被害者等、政令で定める罪の犯罪行為により政令で定める程度の被害を受けた場合の被害者等に援助を行うこととしております。また、援助内容につきましては、刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や、法律事務及びこれに付随する事務を契約弁護士等が行うこととしております。資力要件といたしましては、必要な費用の支払により、その生活の維持が困難となるおそれがあることとしております。

なお、本法律の施行日は、公布から 2 年以内の政令で定める日とされていますが、法案審議等の過程において、2 年を待たずに本制度の運用を開始することが強く求められているところでございます。

2 枚目にお移りください。次に、本制度の運用開始に向けて検討が必要な課題について説明いたします。まず、本法律では、本制度の対象となる「罪」及び「被害の程度」について政令で定めることとしております。また、省令及び業務方法書において、費用負担の在り方、援助内容、利用要件等を定める必要がございます。援助内容といたしましては、先ほど説明しましたとおり、契約弁護士等が行う法律事務や、これに付随する事務等がございます。法律事務としては、例えば、被害届や告訴状の作成・提出、加害者側との示談

交渉、損害賠償請求訴訟における訴訟代理、犯罪被害者等給付金の申請手続等が考えられます。また、これに付随する事務としては、例えば、捜査機関・裁判所・行政機関等への同行、裁判傍聴の付添い、関係団体による適切な支援を受けるための援助、報道機関への対応等が考えられます。

これら本制度の詳細につきましては、制度趣旨やニーズ等を踏まえつつ、犯罪被害者やその御家族に寄り添った、利用しやすい制度となるよう、適切に検討してまいります。

そのほかにも、様々な課題がございます。まず、本制度による援助を適切に管理し、援助を迅速かつ円滑に実施するため、業務管理システムを構築いたします。また、本制度を着実に運用していくため、法テラスの人的・物的体制を整備する必要があります。本制度の担い手となる弁護士の確保も重要な課題でございます。関係団体等とも連携を図りつつ、説明会や研修を実施するなどして、質・量ともに充実した弁護士の確保に努めてまいります。また、被害者等に対し、地方における途切れない支援を実施していくため、地方の実情に応じ、法テラス地方事務所と、地方自治体、捜査機関、関係団体等との連携強化を図ってまいります。さらに、本制度を広く御利用いただけるよう、関係機関等への周知徹底を図るとともに、効果的かつ効率的な方法により、国民への十分な広報を展開してまいります。加えて、これらの取組に必要な予算を確保することも重要な課題でございます。

法務省といたしましては、関係機関等との調整を図りながら、こうした課題にしっかりと取り組み、可能な限り早期に、円滑かつ充実した運用の開始を目指してまいります。

そのほかにも、衆議院及び参議院の法務委員会で付された附帯決議では、本制度において、同性パートナーを含め、事実婚の状態にある者を配偶者と同一に取り扱うことの是非、本制度の対象となる犯罪、資力要件、支援内容等の在り方について検討することとされております。この点につきましても、犯罪被害者等施策全体の動向を踏まえ、各制度の趣旨等を勘案し、調和のとれた内容となるよう、しっかりと検討してまいります。

なお、本制度関連の主な改正内容及び附帯決議の内容につきましては、それぞれ別紙1及び別紙2に記載がありますので、後ほど御覧いただければと思っております。

法務省からは以上でございます。

○太田議長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして項目3、4につきまして、警察庁から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） それでは、資料3－3を御覧いただければと思います。推進会議決定の3項目目、「国における司令塔機能の強化」についてでございます。

こちらにつきましては、前回の専門委員等会議においても御報告させていただいておりますけれども、昨年9月、「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」が閣議決定されまして、10月より、国家公安委員会が犯罪被害者等施策の推進に関する企画、立案、総合調整を行い、警察庁がその補佐を行うこととされました。

また、同じく10月1日付けで警察庁に「犯罪被害者等施策推進課」を新設し、警察庁に

おける体制を増強したところでございます。

さらに、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を新たに開催するとともに、より具体的な議論を行う場として、同連絡会議の下に、ワーキンググループを設置し、推進会議決定に盛り込まれた取組及び第4次犯罪被害者等基本計画に基づく施策の推進状況について、よりきめ細やかに点検、検証、評価を行っているところでございます。これまで関係府省庁連絡会議につきましては3回、ワーキンググループについては2回開催しているところでございまして、今後も随時開催し、施策の一層の推進を図ってまいります。

次に、資料3-4を御覧ください。推進会議決定の4項目目、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」についてでございます。こちらにつきましては、昨年9月から有識者検討会を開催してきたところ、8回の議論を経まして、今年4月に議論の取りまとめがされたところでございます。

提言の内容について説明を申し上げます。犯罪被害者等支援の現場である地方におきましては、都道府県、市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体等の様々な機関・団体が存在しているところ、犯罪被害者等からは、どのような支援があつて、どこに行けば支援が受けられるかが分からず、支援にたどり着くまでに多大な負担を強いられる、また、犯罪被害によって精神的なダメージを受ける中、自ら機関・団体を回って繰り返し被害状況等の説明をしなければならず、二次的被害を受けているなどの声が寄せられているところでございます。こうした指摘を踏まえまして、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズに的確に応え、犯罪被害者等が必要とする支援を一元的に途切れなく提供する体制、いわゆるワンストップサービスの実現に向けまして御議論いただきまして、今般の取りまとめにおいて提言が示されたところでございます。

まず、上段のオレンジ色の枠囲みの部分になりますけれども、第1として、「支援に携わる機関・団体に期待される役割」を整理、明確化していただきました。ここでは、特に、広域自治体である都道府県につきまして、多機関ワンストップサービスの中核的な役割を担うこと、また、市区町村については、住民に最も身近な基礎自治体として、様々な生活を支援する制度・サービスを提供する必要があることなどについて述べられているところでございます。

また、中段のピンク色の枠囲みの部分になりますけれども、第2が、「地方における途切れない支援の提供体制の構築」についてでございます。この部分は大きく2つに分かれており、1点目が、「社会的基盤の充実強化」ということで、犯罪被害者等支援を目的とした条例や計画等の制定・策定を促進すること、また、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が各層において顔の見える関係を作り、基本認識等の共有や相互理解を深めるため、都道府県・市区町村それぞれのレベルで関係機関・団体が参加する会議体を設け、出席者に応じた情報交換や協議・訓練等を行い、対応能力の向上と連携強化を図ることが望ましいとされているところでございます。そして、国においては、これら取組の後押しとなるよ

うな情報提供や好事例の紹介等を行うべきとされているところでございます。

2点目が、今回の議論の中心となりました、「ワンストップサービスの実現」でございまして、ここでは、個別の支援が必要な事案におきまして、「多機関ワンストップサービス」及び「機関内ワンストップサービス」の双方を確立する必要があるとされているところでございます。

「多機関ワンストップサービス」とは、右側の仕組み図にございますけれども、都道府県単位で複数の機関・団体が参画して構築することが想定されております。具体的には、犯罪被害者等から相談等を受けた機関・団体を起点としてコーディネーターに情報が集約され、コーディネーターの調整の下、様々な機関・団体から犯罪被害者等のニーズに応じた支援が一元的に提供される仕組みでございまして、コーディネーターは、都道府県に配置すべきであるとされております。また、必要に応じて関係機関・団体が集まって、個別事案の支援計画等を協議する「支援調整会議」を開催することが、支援を提供する上で効率的かつ迅速な方法と考えられるとされているところでございます。

「機関内ワンストップサービス」とは、一つの機関・団体でも、複数の部署が様々な支援を所管している場合、相談等を受けた窓口等を中心に、機関内における必要な支援が一体として提供される仕組みでございまして、都道府県及び市区町村では、それぞれの総合的対応窓口が中核的役割を担うべきとされているところでございます。

これら2つのワンストップサービスを実現するため、国においては、職員向けの研修、コーディネーターからの相談に対応する地方公共団体アドバイザーの配置・運用、必要に応じた財政援助の検討等を行うことが求められたところでございます。

最後に、下段の緑色の枠囲みでございしますが、第3として、「社会資源の充実強化」ということで、1点目は、「支援制度・サービスの活用・充実強化」でございまして、犯罪被害者等支援におきましては、保健医療・福祉サービスをはじめとする犯罪被害者等も利用し得る既存の各種制度・サービスが確実に活用されること、また、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスが一層充実強化されることが望ましいとされ、国においては、これら制度・サービスの継続的な周知を行うとともに、地方公共団体に対して、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの導入検討に資する情報提供を行うべきとされているところでございます。

2点目は、「DX推進」でございまして、犯罪被害者等の負担軽減と支援者の利便性向上のため、国において、犯罪被害給付制度の裁定申請等手続のオンライン化、ポータルサイトの充実等を行うことが求められているところでございます。

警察庁といたしましては、関係府省庁の皆様とも連携し、全ての地方においてワンストップサービスが構築されるよう、都道府県に働きかけを行っていくとともに、支援に関わる人材を育成するなど、国に求められている施策に着実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、項目5の「犯罪被害者等のための制度の拡充等」でございますけれども、各種制度の周知等につきまして、厚生労働省、こども家庭庁、国土交通省、文部科学省、総務省、それから警察庁から説明をお願いしたいと思いますが、厚生労働省におかれましては、カウンセリングの保険適用の改善についても併せて説明をお願いいたします。

なお、項目5の説明に当たりましては、伊藤構成員から事前に御質問いただいた、自治体、関係機関等から各省庁に対して質問等があった場合の対応につきまして、各省庁の説明に盛り込む形で説明をお願いいたします。

それでは、まず、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○厚生労働省審議官（総合政策担当） 厚生労働省でございます。「犯罪被害者等のための制度の拡充等」に関して、厚生労働省の取組について御紹介いたします。

資料3－5①には各省庁分が載っておりますけれども、厚生労働省の関係では、年金、医療、生活保護等、犯罪被害を受けられた方々にも利用していただける様々な社会保障制度を所管しております。推進会議決定におきましても、こうした方々が円滑に制度を利用できるように、周知を含めた一層の取組が必要とされたところでございまして、そうした観点から、各制度について、関係機関等に対し通知等を発出しております。実際に発出した通知等につきましては、参考資料2で配付していただいているところでございます。

また、伊藤構成員からの質問に関する、質問を受けた場合の対応でございますけれども、この点も我々は重要だと考えておりますので、今回、その通知等の対象関係機関ということで、自治体、保険者、医師会等の団体にもそれぞれ周知を行ったところでございます。引き続き、この制度について照会を受けた場合に、適切に回答するなどして、周知した内容が確実に実施されるように対応してまいりたいと考えております。

また、質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善についてでございます。資料は、資料3－5②という形で配付させていただいております。令和6年度の診療報酬改定につきましては、中央社会保険医療協議会における議論に基づいて決定されたところであり、本年6月より施行されることとなっております。この中で、犯罪被害等による心的外傷に起因する症状を有する患者に対して適切な介入を推進するという観点から、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合につきまして、心理支援加算を新設いたしました。このような形で新たな評価を行うこととされたところでございます。この心理支援加算につきましては、心理支援を30分以上実施した場合について、2年を限度として、月2回まで250点を算定可能としているところでございます。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

○太田議長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、こども家庭庁からお願いいたします。

○こども家庭庁支援局家庭福祉課長補佐 こども家庭庁でございます。資料3－5①の項

目6番で、こども家庭庁としても周知を図っているということを御紹介させていただければと思っております。

こども家庭庁では、児童扶養手当というところで、低所得のひとり親家庭に対する経済的支援を行っているところでございます。昨年の犯罪被害者等施策推進会議決定におきまして、各種の社会保障ないしは社会福祉制度につきまして、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うことや、犯罪被害者等も利用し得ることを周知する。そのようにされたことを踏まえまして、こども家庭庁としても、児童扶養手当の周知につきまして、昨年6月27日に周知したところでございます。

加えまして、資料1に反映されてございますけれども、本年3月29日には、各自治体の事務担当者向けの「児童扶養手当事務処理マニュアル」を改訂いたしまして、犯罪被害者又は自治体内の関係から相談があった場合に適切に対応するよう盛り込み、周知することとをさせていただいたところでございます。

引き続き、児童扶養手当に関しまして、犯罪被害者等にも利用いただけますよう、周知を図ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、国土交通省からお願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省でございます。国土交通省からは、資料3-5①の項目4番、公営住宅への入居につきまして報告させていただきます。

国土交通省におきましては、犯罪被害者等の居住の安定と自立を支援するために、公営住宅への優先入居や目的外使用に関する配慮を行うよう、昨年3月に通知を発出いたしまして、公営住宅を管理する地方公共団体に対しまして、要請を行ったところであります。具体的には、公営住宅への優先入居に関する規定が条例等のない自治体に対しましては、犯罪被害者等の優先入居につきまして、積極的に検討を行うよう要請するとともに、犯罪被害者等が入居する際、保証人の確保を求めないなどの配慮を行うよう要請したほか、公営住宅に既に入居されている方が犯罪被害者等となった場合等には、他の公営住宅への転居が可能であることなどを通知文で明記しております。

また、こういう運用に関しまして地方公共団体より質問等があった場合には、速やかに、丁寧に対応させていただいております。加えまして、公営住宅の優先入居に関しまして、都道府県や指定都市が犯罪被害者等へどのような方法で情報提供しているのかを毎年度把握いたしまして、市町村等にも取組事例を共有しております。

国土交通省といたしましては、引き続き、公営住宅を管理する地方公共団体が参画する会議の場等、あらゆる機会を捉えまして、通知の周知・徹底等に取り組んでまいりたいと考えております。

国土交通省からは以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、文部科学省からお願いいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官 文部科学省でございます。資料３－５①の項目10番、教育関係という部分についてでございます。

各種修学支援施策の周知についてという対応でございますけれども、文部科学省におきましては、小中学校、高等学校、大学等の各学校段階におきまして、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思のある方が教育を受けることができるように、各種修学支援の施策を実施しているところでございます。そこでは児童生徒、あるいは学生が予期しない事由等を理由に修学を断念することがないように、家計が急変した場合に対する特例を定めてございます。

昨年６月の推進会議決定を受けまして、文部科学省におきましても、６月15日付けで各種の修学支援制度について周知を行っております。

具体的に申し上げますと、まず義務教育の段階につきましては、各市町村で実施しております就学援助の制度がございますけれども、この制度におきましては、従来から、転入学とか被災など、年度途中で認定を必要とする方については速やかに認定して、必要な援助を行うように配慮を求めておりましたが、犯罪被害等によって家計が急変するという場合もございますので、このような場合においても、必要な方には同様な対応を取るべきことを各都道府県教育委員会に対して周知したところでございます。

高等学校段階でございますけれども、授業料支援の仕組みでございます高等学校等就学支援金制度、あるいは授業料以外の教科書費、教材費等の支援の仕組みでございます高校生等奨学給付金制度の両方におきまして、家計急変世帯に対しましては、年度途中であっても支援が行うことができるわけでございますが、犯罪被害等によって家計が急変した場合についても支援の対象になり得ることを各都道府県教育委員会、各都道府県知事等に周知いたしております。

また、大学・専門学校等の高等教育の段階につきまして、高等教育の修学支援新制度という仕組みがございますけれども、生計維持者の死亡、失職、災害等で家計が急変した学生に対して、年度途中でございまして、授業料等の減免や給付型の奨学金が受け取れるということになっておりますが、犯罪被害等により家計が急変した場合についても支援の対象になり得ることを、各都道府県知事や各国公・私立大学長に対して周知いたしております。

通知を発出してから１年で、教育委員会等への就学支援担当者向けの行政説明の場におきまして、複数回ずつの周知を行っております。

また、伊藤構成員からの御質問にも関わりますけれども、生徒や学生、学校等から各種支援制度のお問合せがございましたときには、担当の中で共有の上、速やかに回答できるように取り組んでおりまして、所管法人でございます日本学生支援機構におきましても、同様な対応がなされていると把握いたしております。

今後とも、犯罪被害者等を含めた児童生徒、学生が学びを継続できるように、支援に尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、総務省からお願いいたします。

○総務省大臣官房総括審議官 総務省でございます。地方税の窓口対応等の取組の進捗について報告させていただこうと思います。これまで御覧いただいております資料3-5①でございますけれども、この中で右下にございます項目12番でございます。

本年2月の第42回会議でも説明したと重なるところがございますけれども、報告させていただきたいと思います。昨年の6月14日でございますが、地方団体に事務連絡を発出してございます。参考資料2の12番でございますけれども、各地方団体の窓口において、納税者等から申告や納付期限の延長、あるいは納税緩和措置といったことにつきまして地方税に関する相談を受けた場合には、犯罪被害者等の事情に十分に配慮し、丁寧かつ適切な対応を取るよう依頼してございます。

そして、本年1月19日に税務主管課長会議がございまして、この中で地方団体の担当課長にも周知を行ったところでございます。さらに、本年4月1日でございますけれども、総務大臣通知を発出してございます。これは都道府県知事、それから指定都市の市長等に改めて本件について周知を行ったものでございます。今後とも、様々な機会を活用しまして、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、伊藤構成員にいただきました事前質問の関係でございますけれども、こういった総務省から事務連絡を行うというのは頻繁にあるわけでございますが、本件に関しても含め、地方団体から質問等があった場合には、担当部局において適切、迅速に対応しているというふうに聴取してございます。

以上でございます。

○太田議長 どうもありがとうございます。

それでは、最後に警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁におきましては、ただいま各府省庁から御説明いただきました通知を取りまとめまして、地方公共団体の総合的対応窓口に対して周知させていただいたところでございます。

また、本件に関しまして伊藤構成員から御質問がございましたけれども、地方公共団体の総合的対応窓口担当者等からの各種制度に関する質問等があった場合には、警察庁に配置した地方公共団体アドバイザーが対応する、あるいは、関係府省庁と連携するなどの対応を迅速かつ的確、適切に行うよう努めているところでございます。

加えまして、先ほど4項目目で御報告申し上げました「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめでも触れていただいておりますが、今後、関係府省庁と連携・協力しながら、犯罪被害者等が利用し得る各制度・サービスを取りまとめまして、犯罪被害者等や支援者に対して一元的かつ継続的に情報提供を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

それから、項目１の「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」と、項目４の「地方における途切れない支援の提供体制の強化」につきましては、それぞれの有識者検討会の座長を滝沢構成員と伊藤構成員が務められておりますので、滝沢構成員、伊藤構成員からも御発言をお願いできればと思います。

まず、滝沢構成員からよろしくお願いいたします。

○滝沢構成員 「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の座長を務めました滝沢でございます。

この検討会では、昨年の８月以来、１０回にわたりまして、太田構成員、假谷構成員、川崎構成員、島村構成員、正木構成員の間で真摯な御議論が重ねられました結果、早期に解決すべき課題につきまして、本日の資料３－１にありますとおり、従来までの犯給制度から更に踏み込み、給付水準が大幅に引き上げられるとの結論に至りました。他方で、本検討会におきましては、１年以内に解決することが難しい犯給制度の枠組みを超えた、犯罪被害者の経済的損害回復に係る様々な問題点も改めて明らかとなっております。

今後も社会状況の変化に伴う犯罪被害者のニーズに柔軟に対応しつつ、犯罪被害者等基本法の理念に少しでも近づく社会となるよう、引き続き、犯罪被害者等に対する施策を推進していくことが重要であると考えているところでございます。

○太田議長 ありがとうございます。

伊藤構成員、よろしくお願いいたします。

○伊藤構成員 「地方における途切れない支援の提供体制の強化」ということで、有識者検討会の座長を務めました伊藤と申します。

先ほど資料３－４に基づいて、丁寧に警察庁から御説明をいただきましたが、今回の取りまとめにつきましては、アンケート調査とヒアリング調査を実施して、被害者支援の現場の実情を踏まえたということが大きな一つの特徴かと思っております。実情を踏まえ、非常に具体的で総合的な提言ができたと思っております。

先ほど御説明がありましたように、現場においては、なかなか地域格差があったり、途切れない支援と言いながら、うまく連携できていないというような現状がありましたので、その辺を改善すべく、ワンストップサービスをどう実現していくかということで議論を重ねてまいりました。

成果としましては、御説明のあったとおり、第１、第２、第３という３本の大きな柱に基づいて取りまとめをさせていただいた次第です。ポイントとしましては、犯罪被害者等支援コーディネーターを都道府県にきちんと置くということを提言しまして、そのコーディネーターに被害者の情報が集約されて、支援計画を練り、途切れない支援を提供していく、そして、こうした在り方が市区町村にも浸透していくことを目指しております。全体を通じて、単なる提言ではなく、具体的な方策も盛り込んでおります。国の姿勢も明

確にした内容になっていると思います。

給付制度とは違って、新たなものをつくったという形の取りまとめになるわけで、正にこれから大切だと考えております。具体的な方策として、例えば、研修、それから専門的知見、ノウハウを提供するとか、手引を作成するとかいうことを提案しておりますので、これらをきちんと実現して、本当に隅々まで被害者支援がレベルアップするように、ワンストップサービスが実現していくように、正にこれから努めていかなければならないと思っております。

今回の取りまとめに関しましては、昨年の9月から始まって、構成員の皆様の御協力を得ながら、非常に濃密な半年だったなという印象を持っております。座長としましては不手際も多かったのですが、関係府省庁の皆様の御協力も得て、そして何より、犯罪被害者等施策推進課の皆さんが非常にチームワークもよく、この取りまとめをまとめることができたと思っております。そういう意味でも感謝しております。

以上になります。

○太田議長 ありがとうございます。それでは、これから有識者構成員から質問をお受けするとともに、御意見も頂戴したいと思います。

流れとしましては、推進会議決定の5項目の取組について、項目順に、有識者構成員から御意見あるいは質問をいただいて、関係省庁から御回答いただきたいと思っております。

それでは、項目1、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」についてでございますが、これについては正木構成員から質問が上がっております。正木構成員から説明をお願いいたします。

○正木構成員 犯給制度の抜本的強化につきましては、ただいま御説明いただきましたように、1年の期間ということで、喫緊に対応すべき課題に対処して、最低額が320万から約1,000万に引上げになったというところで成果があったと認識はしています。ただ、取りまとめにもありますように、1年ではなかなか検討し切れなかった残された課題があったわけで、その残された課題については、民事の損害賠償額を踏まえて、犯給制度の更なる改善、改革、増額というところとか、立替払制度の導入、それから、今までに犯罪被害に遭った方が取り残されているという状況にあると。こういうものについて、これからも検討していかなければならないというような取りまとめになっているわけですが、警察庁において、この重要な課題について、今後どのようなロードマップ、それからシナリオでもって検討していくのかについてお尋ねしたいです。

○太田議長 警察庁、お願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御質問ありがとうございます。お答えを申し上げます。

犯罪被害者等の損害回復・経済的支援等の取組につきましては、委員の皆様の御助言もいただきながら、関係府省庁が連携の上で、様々な視点から政府全体として引き続き検討を行っていくべき課題であると認識しているところでございます。

他方で、今年度から、基本計画策定・推進専門委員等会議等におきましては、第5次犯罪被害者等基本計画の策定に向けた検討作業も始まってまいりますところ、それとの関わりの中で必要な検討を行っていく必要があると考えているところでございます。第5次犯罪被害者等基本計画の策定に向けた具体的なスケジュールや、どのように検討を進めていくかということにつきましては、詳細を検討中でございますので、案を定め次第、この基本計画策定・推進専門委員等会議にお諮りしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○太田議長 正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。分かりました。

○太田議長 それでは、項目1に関しまして、今の御質問以外で何か御意見、御質問がある方がおられましたら、挙手をお願いしたいと思います。

川崎構成員、お願いします。

○川崎構成員 先ほどの説明の中で、パブリックコメントを実施中というお話だったと思うのですが、その結果について、あるいは結果を踏まえた対応を考えた上で最終的にというお話だったと思いますので、その辺りについての情報提供はしていただけるのでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） パブリックコメントにつきましては先週土曜日までやっております、現在、整理しているところでございます。整理した結果につきましては、最終的には公表させていただくものでありますので、皆様に何らかの形で共有させていただきたいとは思っておりますが、6月中旬の施行を目指しておりますので、それまでということになると、会議を開催して皆様に御説明するのは時間的に難しいかと思えます。

○川崎構成員 もちろん、このプロセスの段階で、パブリックコメントの内容を踏まえた政策決定について、基本計画策定・推進専門委員等会議の場です承を得ないといけないということにすると、スケジュールがまたフィックスされてしまいますので、そうは思っていないのですが、その一方で、パブリックコメントをされるというプロセスがあるわけですので、それがどのような形で反映されているのかということは把握しておきたいです。情報提供をしていただくことが可能であれば、事後的でも構わないのですが、今回の政策に当たってどのような形でパブリックコメントが出て、それに対して関係府省庁、特に、警察庁がどのような対応をされたのかということをご把握しておきたいです。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） ありがとうございます。何らかの形で情報提供する方向で検討させていただきたいと思えます。

○太田議長 私が答えるべきことではないかもしれませんが、パブリックコメントの結果を提供していただければ、今年の夏以降、第5次犯罪被害者等基本計画の検討が始まりますので、そういう中でも参考にしていけるかと思っております。

ほか、この犯給制度について、武構成員、お願いいたします。

○武構成員 残された課題のことでも大丈夫ですか。いいでしょうか。

○太田議長 はい。お願いいたします。

○武構成員 私も立替払についてなんですけれども、いつもこのことをお願いすると、国がそういうことをしていいのか、回収は難しいとかいろいろなことを言われるのですが、私たちは、加害者からの謝罪もない、賠償金も払われないということを経験しているので、加害者が矯正施設に入っているときに必要な教育がされていないというのを実感しており、やはり国には責任があると思っています。教育されていないから、謝罪もない、賠償金も払わなくて済むという感覚で、少年院や少年刑務所から出てくるわけです。だから、これはしっかり考えていただきたいのです。国だったら加害者から回収ができると私は思っています。なぜかと言いますと、私たちは、それぞれが個人で内容証明を書いたり、調停を起こしたり、いろいろなことを頑張って加害者に連絡を入れ、払ってもらっているというのか、払わせています。私たち被害者遺族が動くことで、加害者は1,000円でも2,000円でも払うわけです。でも、それをするには、とても強い精神力が要ることです。そんな遺族の人たちを見ていて思うのですが、何かが失われていくなと思うんです。生きる力が擦り減っているというのか、とても苦しい姿に見えます。だから、ぜひ、このことは国ができるだけ早くしっかり考えていただきたいです。このことで苦しんでいる遺族の人はたくさんいます。被害者の人もたくさんいるので、後回しにしないでいただきたいです。よろしくお願いします。

○太田議長 御意見ということでよろしいでしょうか。

○武構成員 はい。

○太田議長 ほか、この犯給制度について、假谷構成員、お願いします。

○假谷構成員 假谷から、意見というような感じで申し上げさせていただきます。

今、武構成員からもお話があったようなところですが、まず、今日はいろいろ報告をいただきまして、各省庁の皆さんの御対応に感謝申し上げます。ただ、やはり被害の回復を目指している中で、まだまだ足りていないのではないかという懸念があります。今回、1年かけてやった結果、これから動くことによって、その回復の度合がよくなっていくということは期待していきたいと思うんですけれども、今回の犯給制度にもありましたように、課題がまだ残っているところなので、この課題を解決するために、今後の被害の回復状況のトレース、特に警察庁にお願いしたいのは、今後いろいろな事例が出てくると思いますけれども、被害者の方が満足できるものなのか、まだここが足りない、ここは制度改正が必要だというところがあるのか、実情の把握というのは、今後も継続してやっていただきたいというのがお願いでございます。

○太田議長 これについて、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 武構成員と假谷構成員から御意見をいただきまして、ありがとうございます。

犯罪被害者の方が加害者側と向き合って賠償を請求していくところでの負担につきましては、本当に重く受け止めているところでございます。私どもとしても何とかできないかということで、しっかり検討させていただきたいと思っております。損害回復・経済的支援という取組として幾つか施策が出ており、先ほど教育というお話もございましたけれども、それとの関連ということも意識する必要があるのかと思っておりますので、その辺りも併せて検討を進めていきたいと思っております。

現状のトレースというお話がございました。こちらにつきましては、今後も、被害者支援にどこが足りていないのかということにつきまして、アンテナを高くして、引き続き、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○太田議長 それでは、項目1の犯給制度については以上でよろしいでしょうか。

それでは、項目2、「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」についてに移りたいと思います。

まず、私から1つ質問させていただいております。法務省に伺いたいのは、制度の具体的な内容については、今後、施行に向けて検討されるということだと思うんですが、例示としてかなり広範な内容が書かれています。やるつもりもないことは例示に書かないだろうと思いますので、訴訟代理も含めて、かなりいろいろな業務を担当していただける可能性があるということなのですが、例えば、損害賠償の訴訟といいましても、1回だけではなくて、消滅時効にかかるのを防ぐためにまた再提訴等をする必要があったりとか、場合によっては、かなり長期にわたって被害者の支援に関わらなければいけない場合もあります。また、同じ弁護士さんがやるか、また改めて依頼するかどうか分からないですが、さらに、強制執行とか、実際に重大事件の場合は受刑者として刑務所の中におりますので、それに対する請求をするという場合でも、弁護士さんが関わってくれて、それに対して国が補填してくれるのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、資力要件として「生活の維持が困難となるおそれがあること」というのは非常に抽象的な表現になっています。被害者参加弁護士のような、年収による厳格な、しかもかなり低い要件が設定されてしまうと、利用者が非常に少なくなってしまうと思うのですが、それについて現段階で御説明できる範囲で結構ですので、簡単に御紹介いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。御質問ありがとうございます。

犯罪被害者等支援弁護士制度における弁護士の業務内容は、被害者が刑事手続への適切な関与又は損害・苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談、法律事務及びこれに付随する事務を現に担うことでございます。今、御指摘いただいているように、法律事務や付随する事務の具体的内容につきましては、今後、関係機関・団体と協議を行って定めて

いくこととなりますが、現時点ということで申し上げさせていただきますと、受刑者を含む加害者に対する裁判上又は裁判外の請求や、強制執行手続の代理を含めることを想定しているところではございますが、具体的内容は今後に委ねさせていただきたいところもございます。

また、資力要件につきましては、法律上、「必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがある」ということとされております。ここも恐縮でございますが、その具体的な内容は、法テラスが日本弁護士連合会の委託により行っている援助業務の資力要件との関係等も考慮しながら、関係機関・団体と協議を行って定めていくということになるかと思います。

○太田議長 ありがとうございます。資力要件はあまり厳しい基準にならないように、ぜひお願いしたいと個人的には思っております。

それでは、この犯罪被害者等支援弁護士制度については、かなりいろいろな質問をいただいております。次に、正木構成員からお願いいたします。

○正木構成員 先ほどの資力要件にも関係することですけれども、犯罪被害者等支援弁護士制度というのは、起訴前、それから起訴後の弁護士の支援がスムーズに行われなければならないのではないかと考えています。そうすると、犯罪被害者等支援弁護士制度の資力要件と、起訴後の被害者参加制度というのも一つの支援ですけれども、被害者参加制度は国選弁護制度になっているわけですが、ここの資力要件が違ってしまうと、起訴前は犯罪被害者等支援弁護士制度により支援していたんだけど、国選被害者参加弁護士制度を利用したいときに資力要件が違って、支援ができなくなってしまうということになると、非常に混乱が生じると思うんです。そういう意味で、国選被害者参加弁護士制度の資力要件についても十分な検討を同時にしていただきたいという意見でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長 法務省から何かございますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 御指摘ありがとうございます。犯罪被害者等支援弁護士制度の利用に係る資力要件の具体的な基準等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後、関係機関・団体等と協議を経た上で定めることとしておりますので、国選被害者参加弁護士の選任に係る資力要件との関係について、現時点でお答えすることは困難ではございますが、いずれにしても、本制度の対象となる犯罪被害者等が必要とする援助を切れ目なく受けることができるようにというのは、大事な視点かと思っております。どういった形になるかというのはこれからの検討になりますが、関係機関・団体と連携を図りながら、必要な方法を検討してまいりたいと思っております。

その上で、国選被害者参加弁護士制度の資力要件、単体について若干申し上げます。これは平成19年に被害者参加制度自体が導入された後に、平成20年の法改正で国選弁護制度が設けられたということになっております。その後、御要望等をいただいて、平成25年の法改正で被害者参加人の旅費の支給制度とか、今、いただいています資力要件の緩和等が

なされたというような経緯だと承知しております。こういった中で、経済的負担を軽減するための措置が順次講じられたところであるとは承知しております。ただ、これが更にできるかということにつきましては、財政状況とか他の制度との均衡等がいろいろございますので、そういった中で我々としても御意見を賜りながら、検討していきたいと思っております。

○太田議長 正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 ぜひよろしくお願いいたします。

○太田議長 それでは、続いて、伊藤構成員から質問をお願いいたします。

○伊藤構成員 伊藤です。この制度の法テラスの体制整備というところに、人的・物的体制を整備ということが書いてありますけれども、その辺について具体的にどのように検討しているかを教えていただきたいと思いました。

また、担い手となる弁護士の確保といいますか、その辺のことについても教えていただけたらと思っております。

よろしくお願いいたします。

○太田議長 法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 御質問ありがとうございます。法務省では、犯罪被害者等支援弁護士制度の実施に向けまして、法テラスの体制を整備するため、法テラス、日本弁護士連合会等と協議を行いつつ、本制度を着実に運用するために必要な法テラスの人員とか、関係機関等との連携や周知・広報に必要な物品、業務管理システム構築の前提となる業務フロー等につきまして、今、具体的な検討を進めているという状況でございます。今後も制度の運用開始に向けて、その検討を加速していかなければならないと承知しているところでございます。

また、本制度の担い手として、質・量ともに充実した弁護士を確保すること、これは本来に制度の運用にも重要なところでございます。この点も法テラスや日本弁護士連合会等と連携を図りながら、本制度に関する説明会とか研修の実施方法等について、今、検討を行っているという状況でございます。この点は、また運用開始に向けて、様々進めてまいりたいと思っております。

○太田議長 伊藤構成員、よろしいでしょうか。

○伊藤構成員 はい。

○太田議長 それでは、滝沢構成員からお願いいたします。

○滝沢構成員 被害者参加制度につきましては、公判手続への参加を希望する犯罪被害者が、公判期日に出席し一定の権限をより十分に行使できるようにするためには、犯罪被害者等支援弁護士制度との整合性を図ることが重要かと考えております。既に法案審議の段階でも指摘されておりましたが、犯罪被害者の支援をできる限り速やかに実施できるように、総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定めていただけるとありがたいと考えております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 この点につきましては、先ほども若干申し上げさせていただきましたが、本法律の施行日は、公布から２年以内の政令で定める日とされているところでございますけれども、法案審議等の過程におきましても、２年を待たずに本制度の運用を開始することが強く求められているところでございます。その上で、施行するまでに必要な業務管理システムの構築とか、担い手となる弁護士の確保等の作業スケジュールにつきましても不断の見直しを行って、公布後２年を待たずとも、どの程度できるか現時点では申し上げられないのですが、可能な限り早期に制度を開始できるよう、最大限努力してまいりたいと考えているところでございます。

○太田議長 ありがとうございます。

もう一つ、滝沢構成員からございますので、お願いいたします。

○滝沢構成員

犯罪被害者等支援弁護士制度が創設されましたので、これを期に、法曹養成を担う各法科大学院が、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の要請に努めるよう促すために、今後、各法科大学院における教育課程において、犯罪被害者等支援弁護士制度を法曹倫理といった必修科目において取扱うことを強く求めるようにしてはいかかでしょうか。

また、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設により弁護士の職域も広がることから、法学部、経済学部といった法律学を主として学ぶ学部学科等においても、それぞれの学部学科等の卒業までに至るカリキュラムの中で、いずれかの授業において同制度の重要性に配慮する授業内容を実施するよう周知してはいかかでしょうか。

○太田議長 文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房総括審議官 文部科学省から回答させていただきます。

文部科学省では、法曹コースを置く学部や法科大学院に対しまして、犯罪被害者等に対する理解の向上を含めて、真に国民の期待と信頼に応える法曹の養成に努めていただくように、会議等を通じて促しているわけでございますけれども、各法科大学院のシラバスを文部科学省で確認させていただきました。現在でも、犯罪被害者等の実態を把握・分析して、その法的地位、損害回復の方法、支援における課題等について考察を行うような、例えば「被害者学」という科目名だったり、「被害者と法」という科目名だったりがございます。こういう科目を設けている例、また、犯罪被害者の心理的な支援について学ぶような科目を開設している法科大学院も見受けられるところでございます。大学における教育課程になりますので、これは法令に基づいて自ら掲げる教育理念、あるいは教育上の目的に基づいて、大学において編成されるということでございますので、特定の内容について取り上げるように国が一律に義務づけるような方向性は難しいと思っておりますが、文部科学省といたしましては、犯罪被害者等に対する理解の向上など、真に国民の期待と信頼に応える法曹を養成していけますように、大学や法曹コースを置く学部に対しましては、この犯罪被害者等支援弁護士制度の周知も含めまして、引き続き取り組んでまいりたいと考

えております。

○太田議長 滝沢構成員、よろしいでしょうか。

○滝沢構成員 ありがとうございます。

○太田議長 私からも質問させていただきます。第4次犯罪被害者等基本計画では、法科大学院において犯罪被害者に関する講義を行うことが望ましいということになっているのですが、ロースクールの中には潰れてしまったところもたくさんあるわけでありますけれども、実際にどれぐらいのロースクールで、刑事政策の中で僅かばかり扱うのではなく、「被害者と法」とか「被害者学」、「被害者支援」とかというような形できちんと教えているのかについて教えていただければと思います。

○文部科学省大臣官房総括審議官 これも文部科学省におきまして、現在、学生が在学しております法科大学院35校について、その大学が公表しているシラバスを拝見した結果ということで、もしかすると漏れがあるかも分かりませんが、全国の法科大学院のうち、今年度におきまして、「被害者学」とか「被害者支援」といった特化した科目を開設する予定があるのは5校あると承知しております。また、「被害者学」とか「被害者支援」といった講義を3コマ以上扱うような科目を開講する予定があるのは2校、1、2コマ扱うような科目を開設する予定があるのは15校と承知しております。

これ以外にも、犯罪被害者等に関連した講義を行う科目を開講する法科大学院は複数校あるようでございますが、いずれにしても、シラバスを確認した状況でございますので、おおむね確認ができたところがそのぐらいでございますということを、御報告させていただきます。

○太田議長 ありがとうございます。では、和氣構成員、お願いします。

○和氣構成員 いろいろ施策を進めていただいて、本当にありがとうございます。ただ、全国被害者支援ネットワークとしましては、各大学、大学院に手を挙げていただいて、被害者、あるいは専門家の講義をお願いしているところなのですが、なかなか全ての学校からは手が挙がってきていないというところがあります。学校だけではなくて、法務省関係の矯正教育の部門もそうだと思いますし、警察もそうだと思うんですが、被害者の生の声とか被害者支援のイロハを皆さんに知っていただかなければ、なかなか犯罪被害者支援は広まらないと思います。

各府省庁の方々には、これから進めていく犯罪被害者支援に関して、被害者の声や専門家の声をぜひ取り入れていただきたいということが、私からのお願いになります。

○太田議長 それでは、犯罪被害者等支援弁護士制度について、このほかに、武構成員、お願いします。

○武構成員 お願いがあります。私は大阪で少年犯罪被害当事者の会の代表をしているんですが、大阪では毎年1回、司法修習生のところに呼んでいただいて、会の人と一緒に話をしているのですが、被害者の話を聞きたい人たちが希望して話を聞きに来られるので、とても熱心に話を聞いてくださいます。そして、熱心に話を聞いた後、「初めてこう

いう話を聞いた」とみんなおっしゃいます。だから、そういう機会を大阪だけでなく、ほかのところでも広げていただきたいと思います。それでないと、若い人が、被害者というのはしんどいとか、難しそうだなとか思いがちなんです。そこのハードルを越えるというのか、自分たちも何かをしないといけないと思うきっかけになってくださる方も結構いるので、そういう機会を増やしてほしいと思います。

それともう一つは、いつも思うのですが、弁護士の収入につながらなければ担い手も確保できないので、支援をした後、若い弁護士さんであれば余計、収入につながるようにしていただきたいです。お願いします。

○太田議長 弁護士の報酬については、法テラスの予算とか報酬の問題だと思いますけれども、何かございましたら、法務省、お願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 1点目の司法修習生の関係については、最高裁判所が所掌しておりますが、御意見をいただいたことを伝えておきたいと思います。

収入の点でございますけれども、国会審議の中でも、弁護士報酬を高くできないかということについては、法テラスの収入も含めて御意見を賜っているところでございますが、ここも全体の均衡の中でやっていくものでございますから、制度自体の中でどういうふうにできるかというのはこれから検討してまいります、なかなか厳しいところがあることも御理解いただければと思っておりますのでございます。

○太田議長 ありがとうございます。それでは、項目2の犯罪被害者等支援弁護士制度については、以上でよろしいでしょうか。

それでは、次、項目3、「国における司令塔機能の強化」につきまして、正木構成員から3つ質問をいただいておりますので、まとめてお願いいたします。

○正木構成員 司令塔機能の強化ということで、犯罪被害者等施策推進課が警察庁の中にできたわけですが、今まであった参事官室とか犯罪被害者支援室との関係がどうなっているのかを教えていただきたいということと、犯罪被害者等施策推進課の組織図を配付していただきたいということ。それから、犯罪被害者等施策推進課は犯罪被害者支援を行うわけですが、特化した人員を配置しているのかというようなところを教えてください。それから、人員について何人ぐらい配置しているのか、具体的に教えていただければありがたいということで質問させていただきました。

よろしくお願いします。

○太田議長 では、警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 追加資料として犯罪被害者等施策推進課の体制に関する図を配付しております。

犯罪被害者等施策推進課につきましては、昨年の10月1日に、警察庁長官官房に新設されたところでございます。犯罪被害者等施策推進課におきましては、従来から参事官が企画・立案に参画する犯罪被害者等基本計画の作成等に関する事務に加えまして、これまで犯罪被害者支援室が担っていた警察における犯罪被害者等支援に関する調整や、犯罪被害

者等給付金等も所掌することとなり、両方を犯罪被害者等施策推進課で行うことになったというところでございます。参事官は資料にあります基本計画あるいは総合調整の部分について企画・立案に参画するということでございまして、課長の下で、専らこの辺りを中心に仕事をしているという状態でございます。

また、犯罪被害者等施策推進課は、犯罪被害者等施策を所掌する課でございますので、全員が犯罪被害者等施策に特化した業務を行っているところでございます。人員につきましては、令和6年度における定員は34名となっておりますが、それプラス、私、審議官と参事官がいるということでございます。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

以上の点について、正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 分かりました。この図によりますと、犯罪被害者等給付金を担当する係と、警察における犯罪被害者等支援の調整をする係があるようなのですけれども、人数配置はどのようになっているのでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） その辺りにつきましては、業務の状況によりまして動かしたりしているものですから、必ずしも固定的ではないということで、それぞれというところはお答えするのはなかなか難しい状況でございます。いずれにしても、全員がこのいずれかの業務をやっているということです。

○正木構成員 分かりました。どうもありがとうございました。

○太田議長 もう一つ、正木構成員から質問をいただいておりますが、こちらもお願いいたします。

○正木構成員 司令塔機能の強化ということで、国家公安委員会委員長が議長となって、関係府省庁連絡会議とかワーキンググループを開催しているということですが、抽象的には進捗状況の評価という説明があったのですが、イメージが湧きにくいので、具体的に今どんなことをしているのかということと、設置前と設置後で何がどういうふうに変わっているのかということ。それから、ワーキンググループというのは、具体的にいろいろなことをやっていくことになっているのかと思いますけれども、協議とか検討、具体的なことをやるのがワーキンググループだと理解しているのですが、そのメンバーが犯罪被害者支援に習熟している人でないと、なかなか難しいようなことがあるのではないかと思いますので、そういうところに習熟した人が出てきておられるのか。

それから、コロコロと人が替わってしまうと引継ぎが難しくて、なかなか特化して議論ができないというようなことがあるかもしれませんので、その辺りはどういうふうになっているのかについて具体的に教えていただければと思います質問いたしました。

○太田議長 警察庁、お願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） まず、各会議体の構成から申し上げますと、関係府省庁連絡会議につきましては、国家公安委員会委員長を議長といたしてお

ります。メンバーにつきましては、関係府省庁の局長級の職員で構成されているところでございます。他方で、ワーキンググループにつきましては、私、警察庁の担当審議官が議長でございまして、関係府省庁の課長級の職員をメンバーとして構成されているところでございます。いずれの会議につきましても、議長が必要に応じまして、有識者の方をお招きしたり、あるいは構成員以外の方の出席を求めることができるという形になっておりますので、議題によっては、必要な関係者に出席を求められる形になっているところでございます。

運営の実態ですが、関係府省庁連絡会議につきましては、昨年7月以降、3回開催してございます。推進会議決定に盛り込まれた取組、あるいは第4次基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況につきまして、施策ごとの実施結果と今後の取組予定を御報告いただいたほか、犯罪被害者等施策に係る予算等についても御報告をいただくなど、きめ細かい施策の点検・検証・評価を行っているところでございます。

さらに、ワーキンググループにつきましては、具体的な議論を行う場として、昨年9月以降、2回開催してございまして、各施策の進捗状況について、特に説明いただきたい内容を指定しながら、より詳細な内容を御報告いただいたほか、例えば、「国民に向けた広報啓発の在り方」をテーマとして取り上げまして、好事例を共有し合うなどして、関係府省庁間の緊密な連携・協力、施策の推進を図っているところでございます。

従来は、このような場はございませんでしたけれども、施策の進捗状況を実効的に確認するとともに、関係府省庁が緊密に連携しながら施策を推進すべく、定期的に今後も開催して、よりきめ細やかに施策の点検・検証・評価等を行って、施策の推進に努めてまいりたいと思っているところでございます。

先ほどメンバーの継続性というお話もございました。こちらにつきましては、先ほど局長級とか課長級という言い方で御説明しましたが、ポストで指定させていただいております。いずれも犯罪被害者等施策を府省庁で代表している方ということで指定しておりますので、その方々と話をしていく中で、その方々の専門性も高まっていくと考えているところでございます。

以上でございます。

○太田議長 正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。どうもありがとうございました。

○太田議長 それでは、項目3の司令塔機能の強化につきまして、ほかに御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、項目4、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」につきまして、正木構成員から御質問いただいておりますので、御説明いただけますか。

○正木構成員 地方における途切れない支援の提供体制の強化ということでは、ワンストップサービスが肝になってこようかと思います。ここでの好事例としては、コーディネー

ター方式が採られているわけですが、それを着実にやっていくために、国の支援が非常に重要になってこようかと思います。そこで、まず財政的支援をしっかりとしたいということと、地方公共団体アドバイザーを配置するということですが、コーディネーターも非常に重要で、特に専門的なコーディネーターが広域自治体において必要で、その人材にも困っているようなところがあったり、財政的にもなかなか困っているようなところがあると聞いていますので、コーディネーターの費用についても財政支援していただきたいというのが一つございます。

それから、この制度をしっかりと着実に進めていくために、警察庁の支援ということで、研修だけではなかなか難しいと思うので、具体的にこんなふうやっていったらうまくいくんですよというようなマニュアル的なものの提示とかが必要だと思いますが、そのようなところは一体どうなっているのか。具体的にワンストップサービスを実現させるために、警察庁としてどんなロードマップ、シナリオを持っておられるのか、その辺りについて教えていただきたいというのが質問でございます。

○太田議長 では、警察庁からお願いします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御指摘のとおり、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおきましては、都道府県にコーディネーターを配置して、ワンストップサービスの中核を担うことが必要だということが提言されたところでございます。この実現のため、国に対しましては、地方公共団体職員向けの研修、あるいはコーディネーターからの相談に対応するアドバイザーの配置・運用のほか、必要に応じた財政措置の実現に向けた検討を行うことが求められたところでございますので、警察庁といたしましても、都道府県における取組の後押しができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

ワンストップサービスの実現に向けましては、都道府県に対しまして、様々な働きかけなり説明会を実施しているところでございますが、まずは、ワンストップサービス構築の必要性を関係機関・団体に御理解いただくために、関係機関・団体に対しまして、この取りまとめの内容を丁寧に御説明する必要があるということで、警察庁におきましては、本日までに、都道府県、都道府県警察、民間被害者支援団体に対するオンラインでの説明会を開催したところでございます。また、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会等の職能団体を訪問して、取りまとめ内容の御説明、あるいはワンストップサービスの構築に向けた協力依頼も行ったところでございます。

今後は、さらに、取りまとめ内容について御理解、御協力をいただくために、7月には都道府県・政令指定都市の課室長級を集めての会議を開催する予定でありますほか、9月以降になりますけれども、新たな取組として、全国を8ブロックに分けて、都道府県、市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体の実務を担う方に幅広くお声がけさせていただきまして、全国犯罪被害者等支援実務者会議を開催する予定でございます。

また、国に対しましては、先ほど申し上げた都道府県の仕組みづくり、あるいは人材育

成等に関する支援等も求められておりますので、そのうちコーディネーターからの相談に対応するアドバイザーに関しましては、既に支援実務に詳しい職員を地方公共団体アドバイザーとして配置させていただいたところがございますし、先ほど申し上げた説明会あるいは会議の中で、その存在を知っていただくべく周知も行いまして、今後、コーディネーターの育成等を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

正木構成員、何かありますでしょうか。

○正木構成員 そうすると、コーディネーターの配置費用の支援はなかなか難しいということでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） そこは今、財政当局と協議中です。

○正木構成員 地方ではかなりそこら辺を望んでいるところが多いように聞いておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長 伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 伊藤です。この検討会を担当させていただきましたので申し上げます、正木構成員が御指摘なさったことは、正に非常に大事な点だと思います。検討会でもいろいろ議論してきましたが、コーディネーターの配置に関し、財政的な支援を御検討いただけるということで、一応、取りまとめにも「検討する」という文言が入ったかと思います。

このコーディネーターを誰が、どういう人が担うかということで、今回、考えていた中に、やはり福祉職が適任だろうということで、先ほど御説明いただきましたけれども、社会福祉士とか精神保健福祉士の職能団体にも働きかけるということをやっていたいでいます。そういう意味では、厚生労働省の方もお見えになっているので、社会福祉士と精神保健福祉士は厚生労働省の管轄ですので、被害者支援について教育を徹底して、被害者支援に精通した人材を育てていくことに御協力いただきたいと思います。これは社会福祉の教育に携わっていた者にとっても大きな課題だと思っておりますので、ネットワークを広げて、良いコーディネーターが確保できるよう、育つように努力していきたいと考えております。

○太田議長 ありがとうございます。

職能団体として日本社会福祉士会と日本精神保健福祉士協会に御説明をいただいたということですが、コーディネーター的なものとしてはそうなんですけれども、ワンストップ的な支援体制の構築には、多分、医師も重要なので、医師会なんかにもきちんと「こういったことができます」ということを御説明いただくと、より補完的にいいのではないかと思います。

ほか、この項目4の途切れない支援体制の強化について何か御意見、御質問等はございますか。特に、有識者検討会のメンバーでなかった方、議論の経緯を詳しく御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、何か御質問等があればこの機会にお願いいたします。

よろしいですか。最後にもし時間が余ったらまた機会を設けさせていただきますが、次の項目5、「犯罪被害者等のための制度の拡充等」に移らせていただきます。

滝沢構成員からお願いいたします。

○滝沢構成員 犯罪被害者等のための制度が更に拡充され、その内容も多岐にわたってきておりますので、被害者支援の現場で、犯罪被害者の方に対し、それぞれの状況に相応しい制度として、どのようなものがあるのかというのを、ぱっと見て分かるようなツールができればいいのではないかと思います。

例えば、ドイツの支援団体では、犯罪被害者の方に手渡すパンフレットの下にQRコードが付いているものがあり、犯罪被害者の方が、そのQRコードから各自必要な情報を探してくださいというようなことをやっていることもあるようですけれども、それはそれでいいのですが、果たして犯罪被害者の方がQRコードにアクセスしたスマートフォンから、必要な情報を瞬時に探し出すことができるのかどうかというのが、疑問なところでもあったりするわけです。犯罪被害者のための様々な制度が導入されてきておりますので、実務上、犯罪被害者の方が必要な情報や支援に早くたどり着けるような、きめ細かな運用を求めたいと思います。

○太田議長 警察庁から何かございますか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御意見ありがとうございます。周知といいますか、支援をお届けするために何ができるかをお伝えするというのは非常に重要な観点だと思っております。そういう意味では、もちろんウェブサイト等で被害者の方に見ていただきやすくするとか、あるいはネットの媒体を使つての部分もございますし、他方で、実際にパンフレットをお配りするということも工夫してまいりたいと思っております。

それと併せまして、今回、途切れない支援ということで議論をしている中で、各機関において、それぞれほかの機関がどういうことができるというのを、ある程度知っていたくことも大事かと考えておりますので、その辺りについても、どのような資料になるかは今後検討してまいりますけれども、工夫してまいりたいと考えております。

○太田議長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

私から厚生労働省に説明をお願いしたいのは、精神科医の指示の下で公認心理師等がカウンセリング等の支援を行った場合の加算制度ができましたということなのですが、これは250点、2,500円と言われるとそうなんでしょうけれども、これが具体的にどういう意味を持っているのでしょうか。これまでも精神科医の指示の下で心理カウンセリングを行えば保険点数がついていたと思うんですけれども、それに今回、新たにプラスになるということだと思うのですが、前田構成員から伺ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、こういった被害者に対する心理治療、カウンセリングを積極的にやっている精神科医の方から、今の病院の体制では、この点数では病院は経営的にとても成り立たないので、犯罪被害者等を受け入れるところはほとんどないと伺ったことがあるものですから、これが医療

の現場でどういう意味を持っているのかということ、我々、一般向けに分かりやすく説明いただければと思います。

○厚生労働省審議官（総合政策担当） 厚生労働省でございます。まず、今お話がありましたけれども、新たに設けられる心理支援加算というのは、「加算」という仕組みでございます。報酬の仕組みを簡単に申し上げますと、それぞれの診療科ごとに、例えば、患者さんが診療をお受けになったときの費用というのは、初診料とか再診料という、まず基本の点数がついて、その上で、例えば、精神療法をされるのであれば、精神療法に関する点数がついて、あるいは時間外だとかいろいろな加算、思春期の方であれば難しい相談ということで加算と、いろいろ基本となる診療報酬に加算がついて、トータルとしての、医療機関の側から言えば収入になり、患者さんの側からすれば、その場でお支払いいただく費用になるという形になっております。ですので、医療機関の側からすれば、できるだけ高い点数のほうが入収入は多くなりますけれども、逆にそれは患者さんから見れば、その分窓口での負担額が高くなるという構図になっております。

その中で、具体的な点数というのは、中央社会保険医療協議会という審議会で、医療機関側、費用を出す保険者側、学識者の方等の公益委員という3者構成で、具体的にそれぞれの医療分野についての実績とか、あるいは各学会からのいろいろなエビデンスに基づいた要望等を総合的に勘案して、2年ごとに決めていくという仕組みで決まっております。

今回の加算は、心的外傷に起因する症状を有する患者さんに対するカウンセリング等を充実させていくという観点で新しく設けられたということで、これまでの報酬体系の上に新たに250点がつくという形になります。ですので、その点数等につきましては、審議会の中で議論した上で最終的には決まったわけですが、この評価をすることで、これまでですと、精神科を担当する医師の方の精神療法、それだけが、例えば、確か60分以上やって五百何十点だったと思いますけれども、そういう点数に加えて、公認心理師の方がカウンセリング等を医師の指示の下にやった場合には、250点が更に付くということです。よりカウンセリングが充実する形になると思いますし、公認心理師の方の医療の分野における活躍の場がより広がるということになるかと思います。

また、この6月から施行された上で、2年に1回の診療報酬改定の場合は、その実態等を十分踏まえて、改めてレビューした上で、次回においてもまた議論していくと、そんなサイクルで動いていく仕組みになっております。

○太田議長 ありがとうございます。この点について、前田構成員、何かございますか。

○前田構成員 精神科医なので、コメントさせていただきます。

太田構成員の御質問はごもっともだと思います。確かに、患者さんというか、被害者の方はすごく助かるんです。クリニックとか病院ではカウンセリングを自費で受けていることが多いんですけれども、保険適用になると、例えば、生活保護の医療扶助として受けることができますので、非常に大きいと思います。

ただ、病院側からすると、経営上のメリットはほとんどないと言わざるを得ないのが実

態だと思います。自費で5,000円ぐらいのお金を取るところが割と多いと思うので、それに比べても半額ぐらいなので、低過ぎるのかとは思いました。

○太田議長 ありがとうございます。野坂構成員、何かございますか。

○野坂構成員 ありがとうございます。私は心理士で、逆に病院ではなく、民間のカウンセリングを受けられる被害者の方と接する機会が多いですが、これは本当にもう全く自費になりますし、今は各自治体が数回分のカウンセリング費用を持つとか、そういったサポートは充分充実してきたように思いますけれども、やはり非常に不足している現状がありますし、また、今回のテーマである「地方における」といったときに、十分な心理的支援の資源そのものがないといったこともあります。そうなりますと、オンラインでの支援とかネット上の支援なんかにも、もう少し援助がつくといいなと思います。現状、対面による治療といった形が想定された補助になっていると思うのですが、少しその辺りを柔軟にできると、地域にかかわらず、また医療でない場面での支援といったことも拡充につながるのではないかと思います。

以上です。

○太田議長 ありがとうございます。私は知らないのですが、精神科医の方がオンラインで患者さんと話したうえで公認心理師がオンラインでカウンセリングを行った場合でも、保険適用されないものなんですか。

○厚生労働省審議官（総合政策担当） まず、オンラインに関しては、最近、徐々に活用が進んでいておりますし、保険点数、保険診療においても評価を進めておりますけれども、それは例えば、再診以降の精神療法に対して保険適用を行っております。一方で、今回、新たに心理支援加算をつける部分につきましては、オンラインについては対象にしておりませんで、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師の方が対面で30分以上実施した場合に、この加算をつけるという形で、今回は手当てをしております。

○太田議長 正木構成員からも、この加算について質問がございますので、併せてお願いできますか。

○正木構成員 今回の加算については公認心理師となっているのですが、従来からあったのが臨床心理士で、臨床心理士もカウンセリングで大きな寄与をしているかと思うのですが、臨床心理士は、なかなか加算対象にはできないものなんでしょうか。

○太田議長 厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省審議官（総合政策担当） 今回の措置は、国家資格である公認心理師制度が2017年に全面施行されたことを受けまして、診療報酬における心理職の評価については、公認心理師に統一して評価をしております。一方で、正木構成員が御指摘のように、現場で臨床心理士を含む方々のカウンセリング等がこれまで有効に行われてきたことも事実だと思いますので、その意味で、例えば、公認心理師になるための特例措置として、臨床心理士の方が、一定の要件を満たせば公認心理師の受験資格を満たすようにしたり、あるいは診療報酬上も、平成31年3月末時点で保険医療機関に従事していた方については、公認

心理師と同様に加算を算定するというような形で、これまで臨床心理士として行ってこられた方々の対応を評価しているところでございます。

○太田議長 正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。

○太田議長 あと、先ほど半分お答えいただいたものがありますけれども、伊藤構成員からも質問をいただいていますので、お願いいたします。

○伊藤構成員 伊藤です。オンラインによるものは含まれないという回答だったと思います。また、「2年を限度とする」と書いてありますので、その点の根拠を教えていただけたらと思います。

○太田議長 厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省審議官（総合政策担当） 今回、新たにこの加算を設けるに当たっては、先ほど御議論にも出ておりましたけれども、今現在、実際に医療機関で公認心理師の方が実施されている心理支援の実態等のデータ等に基づきまして、中央社会保険医療協議会で御議論いただいて、この要件を定めました。今回の新たな措置においては、対面によって実施するということ、あるいは算定の限度につきましては、2年に限り算定可能というようなことで要件を定めました。これらはいずれも、これまで把握できている心理支援の実態等を踏まえて、関係者の間で御議論いただいた上で定まった形になります。

先ほど申し上げましたように、改定自体は2年ごとに行ってまいりますので、今後の加算の在り方については、この施行を受けてどう実態が動いていくのか、あるいはエビデンス等を踏まえて、また中央社会保険医療協議会の場で議論されて、必要に応じてこの要件等も見直しが行われるものだという事になっております。

○太田議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○伊藤構成員 御説明ありがとうございました。診療報酬改定については素人なのですが、教えていただきたいのですが、本当にこれが被害に遭われた方々のためになっているのかという点について、この「外傷体験を有し、心的外傷に起因する症状を有する者」ということで、例えば、事件があつてしばらく経ってからPTSDを発症したという場合でも対象となるわけですか。それと、直接の被害当事者だけではなくて、目撃者等に関しても該当するという事でよろしいですか。

○厚生労働省審議官（総合政策担当） 対象の患者さんにつきましては、この要件の中で、外傷体験を有して、心的外傷に起因する症状を有する方ということにしておりますけれども、外傷体験につきましては、直接体験された方のほかにも、直接目撃した方とか、近親者、あるいは親しい友人に起こった暴力的な出来事等の外傷体験に起因する場合も含んでおりますので、御指摘の点で言えば、御本人以外の方も含まれる形になっております。

○伊藤構成員 それと、事件から大分経っている方も対象になるということよろしいですか。

○厚生労働省審議官（総合政策担当） そうですね。そこは何日以内とか、何か月以内と

というような要件が定まっているわけでありませんので、必要な患者さんということであれば対象になるということだと思います。

○伊藤構成員 医師が対象となると判断した場合は、ということですね。

○厚生労働省審議官（総合政策担当） はい。

○伊藤構成員 分かりました。

○太田議長 ありがとうございます。この項目5の犯罪被害者等のための制度の拡充等、特に今の心理支援加算も含めまして、ほかに何か御質問、御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

そうすると、点数が増えるということは、先ほど言った、実際に患者さんの費用負担も増えるわけでありすけれども、各都道府県警察では、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担をしています、増加した負担額についても応じてあげないといけないのではないかと、伺っていて思いました。

それでは、以上、項目1から5までの取組について御意見、御質問等を伺いましたけれども、改めて最後に、これら5項目の取組に関連したことで言い忘れたこと、聞き忘れたことが何かございましたらお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

武構成員、お願いいたします。

○武構成員 いつも機会があるたびにお願いしているんですけれども、私たちは「いのちの授業」で話をする機会があり、いろいろな所で話をさせてもらっています。その中でも、学校に行くことが多いのですが、その場所に、その地区の市町村の方にも来ていただきたいと思うのです。市町村の犯罪被害者支援担当者に来ていただくことで、自分たちが被害者の支援をするんだという気持ちになれるというのか、少しは身近に感じてもらえると思うので、「いのちの授業」をもっと活用していただきたいと思います。

多くの場合、平日の日中に行いますので、市町村の方たちは、たとえ行きたくても外出するには誰かの許可をもらわないと行けないと思いますので、被害者支援のどこかの文書の中に盛り込むとか、被害者支援の研修の一つとして積極的に参加してくださいということを言っただけだったらうれしいと思います。話に行っている被害者の人たちは、みんなが必死な思いで話をしているので、本当にそれをもっと活用できたらいいのではないかといつも思います。お願いします。

○太田議長 文部科学省、何かございますか。

○文部科学省大臣官房総括審議官 「いのちの授業」を学校で開催するというのは、直接学校から依頼がある場合もあるのかもしれませんが、自治体から依頼があることもあるのかも分かりませんが、いずれにしても、それが周知され、参加者が増えるというのは重要なことだと思いますので、どういう形ができるかというのは少し考えてみたいと思います。

○武構成員 お願いします。

○太田議長 ほかよろしいでしょうか。和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 犯罪被害者の立場から申し上げたいのですけれども、「命の大切さを学ぶ教室」で講演活動を結構させていただいて、協力させてもらっているのですが、その依頼をしていくところによって講演費用がかなり違うということで、被害者の方から、ぜひこういう場で発言してほしいという要望がございましたので、お願いさせていただきます。私の場合は、行政からの依頼や警察からの依頼を受けているのですけれども、警察からの依頼の中でも、各都道府県警察によって、その金額が、かなりまちまちのようで、金額が低いところでは、2、3千円程度で、仕事を休んで自分の車を使って遠いところまで行かなければいけない。会場までの交通費もかかりますので、割が合わないという意見が結構私の耳に届いております。被害者も「いのちの授業」の中では、自分の体験談について勇気を振り絞って大変な思いをして伝えていますから、ある程度見合った、交通費プラス講演謝金費用をぜひ考えていただけたらということで、被害者からの意見がございましたので、その辺をご検討いただけますようよろしくお願いしたいと思います。

○太田議長 ありがとうございます。被害者御自身が言うのは、なかなかはばかれるようなことだと思いますので、各府省庁及び自治体において御検討いただければと思います。

○和氣構成員 ボランティアの精神で被害者も被害者支援のために一生懸命伝えようとしています。ただ、こういう時代ですから、ガソリン代もかかりますし、維持費もかかりますしということで、ぜひ考えていただきたいという被害者たちからの御意見でした。

○太田議長 ほかに何かございますか。武構成員、お願いします。

○武構成員 和氣構成員、ありがとうございます。私もとても言いにくかったです。毎回、どのタイミングで言おうかなと思っていたし、そういう声が私のところにも届いているので、本当に、ぜひ考えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

○太田議長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日もいろいろな御質問、御意見等を頂戴いたしましたので、関係府省庁におかれましては、現在これまで出ましたような意見、質問等を踏まえまして、引き続き、推進会議決定に基づく取組について、確実かつ着実に推進していただければと思います。

それでは、最後、事務局からお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。今後の予定になりますが、太田議長からもお話がございましたように、6月上旬に犯罪被害者等施策推進会議を開催する方向で調整しておりまして、そこで、本日議題とさせていただきました、推進会議決定に盛り込まれた取組の推進状況について報告することを予定しているところでございます。

本専門委員等会議の次回開催につきましては、追ってまた御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、第43回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了したいと思います。本日はありがとうございました。